

□日常生活に係る騒音・振動の規制基準

何人も、規制基準(規制基準を定めていないものについては、人の健康又は生活環境に障害を及ぼすおそれのない程度)を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生をさせてはいけません。(条例第 136 条関係)

騒音

単位(dB)

		午前6時	午前8時	午後7時	午後 11 時	午前6時
第一種区域	・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・田園住居地域	40	45	40	40	
第二種区域	・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域	45	50	45	45	
第三種区域	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	55	60	午後8時 55	50	

- ・表の値は隣地との境界線における音量の基準をしめす。
- ・第二種区域又は第三種区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型保育園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から5デシベル減じた値を適用する。

振動

単位(dB)

	午前8時	午後7時	午前8時
第一種区域 ・第一種低層住居専用地域 ・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・田園住居地域	60	55	
第二種区域 ・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域 ・工業地域	65	午後8時	60

学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型保育園の周囲おおむね50mの区域内の工場または指定作業場については、当該値から5デシベル減じた値を適用する。

資源環境部 環境政策課 環境政策担当
TEL 03-5744-1369